健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、令和4年度決算に おける健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を算定しました。

1. 健全化判断比率

区分	算定年度		早期健全化	財政再生
	令和4年度	令和3年度	基準	基準
実質赤字比率	_	_	12. 74	20. 00
連結実質赤字比率	_	_	17. 74	30. 00
実質公債費比率	3. 5	4. 4	25. 0	35. 0
将来負担比率	_	_	350. 0	-

[※]比率が算定されない場合は「一」で表示

【主な増減要因】

▽実質赤字比率及び連結実質赤字比率

継続して赤字は発生していません。

▽実質公債費比率

3ヶ年平均(令和2~令和4年度平均)で3.5%となり、前年度(令和元~令和3年度平均)から0.9ポイントの減少となり、単年度の比較では3.7%から2.5%と1.2ポイント減少しました。

減少の主な要因としては、元利償還金が減少した一方で、都市計画事業債の償還に充当した都市計画税の増加により、元利償還金充当特定財源が増加したためです。 今後も早期健全化基準を上回る見込みはありません。

▽将来負担比率

継続して将来負担は発生していません。

[※]早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の策定、外部監査等を行わなければならない。

[※]財政再生基準を超えると、財政再生計画の策定、計画について国の同意手続、地方債の制限等を行わなければならない。

2. 資金不足比率

区分	算定	経営健全化	
	令和4年度	令和3年度	基準
水道事業会計	_	_	20.0
下水道事業会計	_	_	20. 0
犬山城費特別会計	_	_	20. 0
木曽川うかい事業費 特別会計	-	-	20. 0

[※]比率が算定されない場合は「一」で表示

【主な増減要因】

継続して資金不足は発生していません。

[※]経営健全化基準を超えると、経営健全化計画の策定、外部監査等を行わなければならない。